

第6回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和元年6月17日(月)

場所 市役所4階 401大集会室

議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について (申請件数 5件)

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について (申請件数 1件)

報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 3件)

報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 7件)

応召委員(13名)

1番	川島 修	2番	内野 晴夫
3番	藤野 政彦	4番	石川 裕一
5番	伊東 誠司	6番	榎本 英雄
7番	荒幡 善政	8番	安彦 祥子
9番	高橋 文雄	10番	大口 貴司
11番	朝倉 庄吉郎	12番	奥住 雄一
13番	田代 敏夫		

職務のために出席した者(事務局)

事務局長	古川 敦司
事務局次長	本木 豊
事務局書記	川島 一利

午後4時00分開会

議長
(田代 敏夫君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第6回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は13人全員であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

異議なしと認め、6番榎本英雄委員、12番奥住雄一委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、5件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第1号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、5件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成27年10月21日に相続し、前回調査は、平成28年5月17日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成12年10月13日に相続し、前回調査は、平成28年5月17日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成6年12月4日に相続し、前回調査は、平成28年6月15日になります。

申請番号4番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成27年10月28日に相続し、前回調査は、平成28年6月15日になります。

申請番号5番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成18年10月15日に相

続し、前回調査は、平成28年8月15日になります。
以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を内野部会長に報告していただきます。
それでは内野部会長、よろしくお願いいたします。

2番
(内野 晴夫君)

本日午後1時30分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、5件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、ナス、梅、ネギ、キュウリ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、ネギ、トウモロコシ、ニンジンが栽培されておりました。②の農地は作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①と②の農地は、ナス、キュウリ、トマト、トウモロコシ、枝豆等が栽培されておりました。③の農地は、作付け準備中でした。④の農地は、トウモロコシ、枝豆等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号4番の農地でございますが、①の農地は、苗木が植えられておりました。②と③の農地は、梨、キウイ、ナス、夏野菜が栽培されておりました。④の農地は、スイカが栽培されており、一部作付け準備中でした。⑤の農地は夏野菜が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号5番の農地でございますが、①の農地は、栗が植えられておりました。②と③の農地は、梅が植えられておりました。

	現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。
	以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。
議長 (田代 敏夫君)	報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。 はい、藤野委員。
3番 (藤野 政彦君)	1番と5番の申請地につきまして、現地を確認しております。
議長 (田代 敏夫君)	はい、川島委員。
1番 (川島 修君)	2番の申請地につきまして、現地を確認しております。
議長 (田代 敏夫君)	はい、荒幡委員。
7番 (荒幡 善政君)	3番の申請地につきまして、現地を確認しております。
議長 (田代 敏夫君)	はい、朝倉委員。
11番 (朝倉庄吉郎君)	4番の申請地につきまして、現地を確認しております。
議長 (田代 敏夫君)	他にございませんか。
委員	なし。
議長 (田代 敏夫君)	御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願につ

いて」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(田代 敏夫君)

ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、1件申請がございました。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、平成30年7月14日、申請人の母の死亡により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものがございます。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を内野部会長に報告していただきます。

それでは内野部会長、よろしく願いいたします。

2番
(内野 晴夫君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件あります。

申請農地でございますが、①の農地は、梅が栽培されておりました。②の農地は、お茶、夏野菜等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議 長
(田代 敏夫君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、内野委員。

2 番
(内野 晴夫君)

1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議 長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第 2 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思えます。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

ありがとうございました。それでは議案第 2 号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、報告第 1 号「農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について」、3 件あります。事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第 1 号、農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について、3 件ございます。

本件は、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届け出でございます。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は申請番号 1 番と 3 番が一般住宅、申請番号 2 番が店舗でございます。

以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、藤野委員。

3 番
(藤野 政彦君)

1 番の届出地ですが、現地を確認しております。

議 長
(田代 敏夫君)

はい、石川委員。

4 番
(石川 裕一君)

2 番の届出地ですが、現地を確認しております。

議 長
(田代 敏夫君)

なお、3 番の届出地ですが、現地を確認しております。
他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第 1 号「農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について」は終了いたします。
次に報告第 2 号「農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について」、7 件あります。
事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。
報告第 2 号、農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について、7 件ございます。
本件は、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく届け出でございます。
譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましてはいずれも一般住宅でございます。
以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。
はい、藤野委員。

3 番
(藤野 政彦君)

2 番と 6 番の届出地ですが、現地を確認しております。

議 長
(田代 敏夫君)

はい、榎本委員。

6 番
(榎本 英雄君)

4番の届出地ですが、現地を確認しております。

議 長
(田代 敏夫君)

はい、奥住委員。

1 2 番
(奥住 雄一君)

5番と7番の届出地ですが、現地を確認しております。

議 長
(田代 敏夫君)

なお、1番と3番の届出地ですが、現地を確認しております。
他に御意見等ございませんか

委 員

なし。

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。
以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。
これをもちまして第6回総会を終了いたします。
大変お疲れ様でした。

午後4時15分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和元年6月17日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩